

半田市立半田病院地域医療連携運営協議会設置要綱

(設置)

第1条 半田市立半田病院（以下「半田病院」という。）が地域医療支援病院（医療法（昭和23年法律第205号）第4条第1項に規定する地域医療支援病院をいう。）として地域の医師、歯科医師等からの要請に適切に対応し、地域における医療の確保に必要な支援を行うため、半田市立半田病院地域医療連携運営協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を調査・審議する。

- (1) 医療機器等の共同利用の実施に関する事。
- (2) 救急医療の提供に関する事。
- (3) 地域の医療従事者に対する研修の実施に関する事。
- (4) 紹介患者に対する医療提供に関する事。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、地域医療支援に関する事。

(組織)

第3条 協議会は、委員12名程度をもって組織する。

2 委員は、地域の医療を確保するうえで必要と認められる者で、次に掲げるもののうちから、院長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 医療関係団体代表者
- (2) 地域住民代表者
- (3) 学識経験者
- (4) 愛知県職員
- (5) 半田市職員
- (6) 前各号に掲げるもののほか、院長が必要と認める者

3 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

(会長及び副会長)

第4条 協議会に会長及び副会長を置く。

2 会長は、院長をもって充て、副会長は、委員の中から会長が指名する。

3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 協議会の議事は出席委員の過半数をもって決定する。ただし、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、協議会の会議に関係者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(庶務)

第6条 協議会の庶務は、半田病院医務局患者サポートセンターにおいて処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。